

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に採用され、B支店において勤務していた後、同年〇月〇日、C事業所に異動した。被災者は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「うつ病」と診断され、その後、休職し、同年〇月〇日、会社B支店に職場復帰した。

被災者は、同年〇月〇日、会社B支店内更衣室で倒れているところを同僚に発見され、E病院に緊急搬送されたが、同日、死亡した。死体検案書によれば、直接死因「不詳」、その他特に付言すべきことがら「約1年前よりうつ病発症し通院中、睡眠時無呼吸指摘あり。」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、被災者は業務のパワーハラスメント等でうつ病に罹患し、その後、うつ病が原因となり、ロッカー室の床に仰向けになって心肺停止状態で発見され、死亡したものであると述べている。
- (2) 死亡原因について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「死因不詳として死亡診断書に記載した様に因果関係を断定することは困難である。」とした上で、「ただし、心肺停止で来院した原因を消去法で考えると、窒息、誤嚥または中枢性低換気による低酸素血症またはこれに起因する低血圧、不整脈により心肺停止に至った可能性が考慮される。」と意見している。
- (3) G消防署長による救急救助活動等の照会について（回答）によれば、窒息、誤嚥などは確認されていない。
- (4) 次に、F医師が、上記意見書において「うつ病で処方されていた薬剤は呼吸抑制を起こす副作用がある。過量服用した場合、この副作用で死亡することがある。また、通常量でも、仮に睡眠時無呼吸症候群であれば窒息により死亡する。」と述べているので、この点について検討すると、一連の調書からは過剰服用した事実は確認できない。また、請求代理人からの電話録取書によると、睡眠時無呼吸症候群については、被災者は医療機関を受診して診断を受けたことはない。
- (5) さらに、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において「重症うつ病の症例でした。人間関係がきっかけで発症した可能性があるのはまちがいないですが、死亡との因果関係は当方ではわかりかねます。発症・死亡とも判定はむずかしい

です。精神疾患と発症のきっかけ、死亡の原因はおそらく、すべての精神科医が『断定』するのは不可能で『不明』としか言いようがないと思われます。」と意見している。

(6) なお、死亡当日の状況において、請求人の死亡の原因となるような業務上の出来事は認められず、被災者が職場復帰後において長時間労働等業務の過重な負荷は認められない。

以上のことから、被災者の死亡原因は不明と言わざるを得ず、明らかな原因として確定すべきものはない。よって、被災者の死亡と業務との間には相当因果関係は認められないと判断する。

3 以上から総合して判断すると、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。